

戸籍への氏名の振り仮名記載業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

令和5年6月に戸籍法が一部改正され、施行日の令和7年5月26日以降、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになった。自治体は、本籍人に戸籍に記載する仮の振り仮名を通知し、窓口やマイナポータル等で正しい振り仮名の届出を受理及び戸籍への記載を行う。

倉敷市では、これら戸籍への氏名振り仮名記載に伴い増大する窓口業務について、業務の効率化と負担軽減を図り、更なる市民サービスの向上を目的として、振り仮名に係る通知の作成・発送や問い合わせ対応、記載事務などの関連業務について委託を行う。

なお、この要領は、本業務に係る公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 戸籍への氏名の振り仮名記載業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年10月31日まで
- (3) 業務内容
 - ・通知書作成・発送業務
 - ・コールセンター業務
 - ・窓口補助業務
 - ・入力全般業務※業務内容及び履行期間については仕様書を参照すること

3 提案上限額 59,950,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年3月19日（水） |
| (2) 質問締切日 | 令和7年3月26日（水） 15時 |
| (3) 質問回答日 | 令和7年3月31日（月） |
| (4) 参加申込の受付締切日 | 令和7年4月 2日（水） 17時 |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和7年4月 4日（金） |
| (6) 提案書提出締切日 | 令和7年4月11日（金） 17時 |
| (7) 審査会 | 令和7年4月17日（木） |
| (8) 選考結果通知日（予定） | 令和7年4月21日（月） |
| (9) 契約締結（予定） | 令和7年4月下旬頃 |

5 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。なお、複数企業による共同提案及び、共同企業体での参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 国税を滞納していないこと。
 - (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
 - (4) 参加申込の受付締切日から契約締結の日間に倉敷市から指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (5) 令和2年4月1日以降、人口20万人以上の自治体から、2(3)業務内容に係る業務（通知書作成・発送業務、コールセンター業務、窓口補助業務、入力全般業務）のいずれかと同種業務の契約実績があること。なお、窓口補助業務については窓口業務の実績でも可とする。
 - (6) プライバシーマークの付与又はI SMSの認証を受けていること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
質問書【様式1】をメールで提出 ※持参及び郵送は不可
- (2) 質問書送付先
後述の「16 問い合わせ先」のメールアドレス宛て
メールの表題は「プロポーザル質問+参加者名」とすること。
メールの受信確認後、到着確認メールを返信する。メールの受信確認後、返信が届かない場合は、電話にて問い合わせること。
- (3) 質問締切日時
令和7年3月26日（水）15時必着
- (4) 回答方法
個別の回答は行わず、令和7年3月31日（月）13時に倉敷市ホームページ
（<https://www.city.kurashiki.okayama.jp>）に掲載する。
なお、質問の内容によっては、回答できない場合もある。
- (5) その他
公表する質問事項に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなすものとする。

7 参加申込書の受付

- (1) 提出期限
令和7年4月2日（水）17時必着
- (2) 提出先及び提出方法
後述の「16 問い合わせ先」に持参又は郵送
郵送の場合は、表面に「プロポーザル申込書類在中」と朱書きすること。
- (3) 提出書類
 - ①参加申込書【様式2】 ※押印必要
 - ②「国税」を完納していることが分かる証明書（納税証明書）
 - ・発行日が3か月以内のものに限る。コピー可。

- ③参加申込者の概要【様式3】 ※会社パンフレット等があれば添付すること。
- ④同種業務の契約実績一覧【様式4】
- ⑤プライバシーマークの付与又はI SMSの認証を受けていることが確認できる書類の写し
- ⑥その他
 - ・ 本社が支店や営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合は、必ず委任状【様式5】(押印必要)を添付すること。

(4) 提出部数 各1部

8 参加資格の確認結果通知

令和7年4月4日(金)に、参加の可否を参加申込者の概要に記載されたメールアドレス(以下「参加者メールアドレス」という。)宛てに通知を行う。

9 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年4月11日(金) 17時必着

(2) 提出先及び提出方法

後述の「16 問い合わせ先」に持参又は郵送

郵送の場合は、表面に「プロポーザル提案書類在中」と朱書きすること。

(3) 提出書類

①提案書(様式は任意)

- ・仕様書及び評価基準に基づいた構成とすること。
- ・サイズはA4とし、A3用紙を用いる場合は折り込んでサイズを合わせること。
- ・文字のサイズは11ポイント以上とする。ただし、ルビ振りのサイズについてはこの限りではない。
- ・提案書を基に作成した資料をプロジェクターにて投影する場合、その紙資料も提出すること。

②見積書【様式6】

- ・正本1部のみ押印

③見積内訳明細書(様式は任意)

- ・通知書作成・発送業務、コールセンター業務、窓口補助業務、入力全般業務の業務ごとの金額が分かるように記載すること。
- ・通知書作成・発送業務については郵送料を含まない金額を計上すること。

④通知書案(提出は任意)

- ・通知書の様式など提案がある場合は提出すること。

(4) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

併せて、提出書類と同内容を保存したCD-Rを1枚提出すること。

(5) 書類審査

提案書を提出した参加者が4者を超える場合は、書類選考を行い、審査会の対象を概ね4者以内の提案に限定する場合がある。書類選考を行う場合は、令和7年4月14日(月)に、全参加者の参加者メールアドレス宛てに通知する。

(6) その他

提出書類は返却しない。

提出後の訂正、差替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。

10 審査会実施

(1) 日 時 令和7年4月17日(木)

(2) 場 所 倉敷市役所本庁舎

(3) 出席者 3名以内(参加申込者の概要【様式3】で届け出た担当者は出席のこと)

(4) 所要時間 1参加者につき45分(説明25分以内、質疑応答20分程度)

(5) 実施方法 提出した提案書によるプレゼンテーション

(6) その他

日時及び場所の詳細は、令和7年4月14日(月)に参加者メールアドレス宛てに通知を行う。

スクリーン、プロジェクター(HDMI出力)、HDMIケーブルは市で用意する。

その他機器が必要な場合は参加者において用意すること。

11 評価基準

別紙評価基準表のとおり

12 選考方法

(1) 複数の審査員が提案書、見積書、プレゼンテーション等を総合的に評価して選考を行う。

(2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。

(3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。

13 選考結果の通知

選考結果について、令和7年4月21日(月)に審査会全参加者に対し、参加者メールアドレス宛てに通知を行う。

14 委託契約の取扱いについて

(1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、委託契約を締結する。締結後、受託事業者は速やかに実施計画書を市に提出することとする。

(2) 契約保証金は、倉敷市財務規則第173条の規定により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、倉敷市財務規則第175条の規定に該当する場合は、契約保証金を減免する。

15 その他

(1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできない。

- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式7】(押印必要)を提出すること。
- (3) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報開示請求があった場合には、倉敷市情報公開条例の規定に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。
- (4) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、選考結果についての異議申立ては一切受け付けない。
- (5) 提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがある。

16 問い合わせ先

倉敷市市民局市民生活部市民課戸籍係 担当：鎌田、由良

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

TEL：(086)426-3268

E-mail：civic*city.kurashiki.okayama.jp

(セキュリティ上、*をアットマークに読み替えること)